

✚ 貨物概要

除菌用のウェットティッシュ

成 分：エタノール 30%、プロピレングリコール 0.5%、塩化ベンザルコ
ニウム 0.05%、エチルパラベン 0.05%、メチルパラベン 0.05%、
緑茶エキス 0.01%、水 69.34%

用 途：手等の除菌用

包 装：プラスチックボトル（除菌用ウェットティッシュと表示）

✚ 分類

関税率表第 3808.94 号（統計番号 3808.94-000）の消毒剤

✚ 分類理由

本品は、主としてエタノールを含有するもので、アルコール消毒を目的とするウェットティッシュとして小売用にしたものであることから、上記のとおり分類されます。

♠ ♠ ♠

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ
とがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）